

入会同意書

私こと _____ (入会者名)は新日本空手道連盟 正道会館渡邊道場に入会するにあたり、貴会館の趣旨・方針を理解し、規則・細則に従い下記会館契約を厳守する事をここに同意致します。(入会者が未成年の場合は保護者の同意とする。)

- ① 会費は必ず納めて下さい。(毎月 26 日に翌月分を指定の口座から自動引き落とし致します。)
会費は稽古に参加・不参加に関係なく支払い義務が発生致します。返金は一切致しません。
- ② 休会・退会される場合は必ず前月の 1 日までに所定の用紙に必要事項を記入して提出して下さい。いかなる理由があっても郵送・電話受付は致しません。また、退会されても未納月会費は全額請求致します。(休会費は一か月 税込み 1,100 円)
(例 9 月退会・休会の場合・・・8 月 1 日までに手続きをする事)
累積 3 か月会費が未納の場合は原則自動(強制)退会となります。この場合正道会館への再入会はできません。又、悪質会員としてブラックリストにデーターが残りますのでご注意ください。
- ③ 未納月会費については全額請求致します。未納の方に関しては未納の案内を致します。
- ④ やむを得ない事由等で休会・退会を希望される場合は必ず規定の用紙にて変更届けを提出して下さい。提出がない場合は継続される意思があるものとみなします。電話での休会・退会の申し入れは原則として受付出来ません。
- ⑤ 入会以降、年会費 1,500 円を毎年 12 月 26 日に翌年 1 月分の会費と合わせて翌年分を自動振替させていただきます。この年会費には会員登録更新料と共済制度への掛け金が含まれています。これは会員の方が正道会館の管理下での練習、及び試合中のけがについて皆様の通院、入院における治療費のご負担を軽減するための制度です。但し、けがを負った時の状況やけがの度合いによっては適用できない場合もあります。
- ⑥ 住所・電話番号・連絡先事項が変更の場合は必ず事務所まで届け出ること。
- ⑦ 貴重品は自己管理をお願いします。紛失・盗難の場合、正道会館では一切責任を負いません。
- ⑧ 会館内での事故・怪我については自己の責任による物については個人で負担して頂き正道会館は責任を負いません。
- ⑨ 会館の所有物を破損・紛失等させた場合は実費にて弁償して頂きます。
- ⑩ 正道会館に対し不相当と認める方は入会できません。また現会員でも正道会館が不相当と認める時点で強制退会して頂く場合もあります。
- ⑪ 正道会館その関係者に対して著しい損害を(中傷及び物質的等)を与えた場合は、当会館より損害賠償を請求する場合があります。
- ⑫ 会館内で会員の同伴者の事故などが発生した場合それが会館の責任の範疇にない場合は会員の方または同伴者に責任を負っていただく場合もあります。
- ⑬ 会館業務など、その他やむを得ない事由で休館・休講することがあります。
- ⑭ 当会館は社会事情の変動に応じて会費などの諸費用を改正することがあります。
- ⑮ 本規約の改正及び変更は当会館の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。
- ⑯ 当局からの指導により反社会的組織及びその関係者の方の入会はお断りする事となっております。
- ⑰ また、入会後に反社会的組織及びその関係者である事が発覚した場合には退会して頂く事となります。
- ⑱ 上記以外にも当道場で定める規則・細則を守って下さい。

年 月 日

氏名

印

